

# 国立大学法人東京医科歯科大学世界展開力強化事業運営委員会要項

（平成24年12月26日  
制 定）

## （設置）

第1条 本学に、国際化拠点整備事業費補助金による大学の世界展開力強化事業「ASEAN 諸国等との大学間交流形成支援（以下「補助事業」という。）を推進するため、世界展開力強化事業運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) タイ、インドネシア、ベトナムの大学と連携するコンソーシアムに関する事。
- (2) 補助事業計画に基づく学生交流プログラムの実施に関する事。
- (3) 補助事業計画に基づく国際セミナー等の開催に関する事。
- (4) 補助事業計画に基づくグローバルリトリートに関する事。
- (5) 補助事業の執行等に関する事。
- (6) 補助事業報告のとりまとめを行う事。
- (7) その他補助事業の実施に関する事。

## （組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事業推進責任者
  - (2) 医学部長
  - (3) 歯学部長
  - (4) 東南アジアを所在地とする海外拠点の海外拠点運営管理者
  - (5) 大学院医歯学総合研究科（医学系）の教員のうちから医学部長が指名する者
  - (6) 大学院医歯学総合研究科（歯学系）の教員のうちから歯学部長が指名する者
  - (7) 国際交流センター事務部長
  - (8) その他委員長の指名する者
- 2 前項第5号、第6号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第5号、第6号及び第8号の委員の任期の末日は、当該委員を指名する医学部長、歯学部長又は委員長の任期の末日以前とする。

## （委員長等）

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員会に副委員長を置き、前条第1項第4号の委員をもって充てる。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(評価委員会)

第7条 委員会に、事業の実施計画、実施状況又は成果等について評価を行うため、世界展開力強化事業評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国外委員(医歯学教育及び国際交流に造詣の深い国外の学識経験者若干名)
- (2) 学外委員(医歯学教育及び国際交流に造詣の深い学外の学識経験者若干名)
- (3) 学内委員(医歯学教育及び国際交流に造詣の深い学内の教員若干名)

3 この要項に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、委員会の承認を得て評価委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、関係部局の協力を得て、国際交流センター事務局国際交流課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年12月26日から施行し、平成24年12月1日から適用する。

附 則(平成26年5月19日制定)

この要項は、平成26年5月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。